

## 日南市運転士資格取得支援補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 地域公共交通の運行を担う運転士を安定的に確保し、本市の公共交通網を確保維持することを目的とし、運転士の資格取得のための経費に対して補助金を交付する。その交付については、日南市補助金等交付規則（平成21年日南市規則第51号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （補助事業者）

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- （1）道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第9条第1項及び法第9条第4項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「バス事業者」という。）
- （2）法第9条の3第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「タクシー事業者」という。）

2 補助事業者は次の要件を満たす者とする。

- （1）市税等の滞納がないこと
- （2）日南市暴力団排除条例（平成23年日南市条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団関係者ではないこと。
- （3）前項に掲げる者にあつては、本市内に営業所があり、補助金の交付の申請時において現に営業していること。
- （4）宮崎県が実施する地域交通再生・活性化事業費補助金の交付申請を行い、交付決定を受けていること。

### （補助対象経費）

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に定めるところによるものとする。

- （1）バス事業者の従業員の大型二種免許特例教習受講に係る経費
- （2）タクシー事業者の従業員の普通二種免許取得教習受講に係る経費

### （補助金の額）

第4条 補助金の区分及び額は、資格取得に要した額から国及び県の補助金を控除した額とする。ただし、バス事業者は40,000円、タクシー事業者は30,000円をそれぞれ補助金の額の上限とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、日南市運転士資格取得支援補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 完納証明書（市税に滞納がないことの証明）
- (2) 宮崎県が実施する地域交通再生・活性化事業費補助金の交付申請を行っていることが確認できる書類の写し（交付申請書一式の写し等）
- (3) 宮崎県が実施する地域交通再生・活性化事業費補助金の交付決定を受けていることが確認できる書類の写し（交付決定通知書の写し等）
- (4) 日南市運転士資格取得支援事業実績書（別記様式第2号）
- (5) 収支決算書（別記様式第3号）
- (6) 資格取得に要した金額を確認できる書類の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに補助の可否を決定し、日南市運転士資格取得支援補助金交付決定及び額の確定通知書（別記様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第7条 補助金の交付決定の通知を受けた者が補助金の交付を請求しようとするときは、日南市運転士資格取得支援補助金請求書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、請求日の翌日から起算して1か月以内に補助金を交付するものとする。

(補助方法)

第8条 補助金は、精算払により交付する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年7月3日 日南市告示第100号）

この要綱は、公表の日から施行する。